

第1号様式

年 月 日

一般社団法人岡山県トラック協会
会 長 殿

住 所

名 称

代表者 ㊟
(他県本社の場合は本社住所・名称・代表者を記載)

協 会 加 入 申 込 書

年 月 日付け 中国自貨第
中国自認第
岡運輸第 号
号
号をもって下記の通り 許可
認可 にな

りましたので、貴協会に入会いたしたく申込み致します。

記

1. 事業の種類 (一般・特積・特定・霊柩) 貨物自動車運送事業
2. 会社の概要 (会社名・営業所名・役職名・代表者名・所在地・電話FAX番号等)
※ 許認可を受けた事業所を記載してください。

会 社 名	
営 業 所 名	
役 職 名	
代 表 者 名	
郵 便 番 号	
所 在 地	
電 話 番 号	
FAX 番 号	

(注) 添付書類：宣誓書、指定代表者届(他県本社の場合)

-----上記内容につきましては会員名簿等に記載され会員に公表されますのでご了解下さい。-----
(処理欄)

入会金受領	有	無
入会金受領日	年	月 日

受付年月日 年 月 日

受付支部名 ㊟

会員名簿 No.	
地区 - No.	-
コード No.	

会員状況 (月 日)	
加入後会員数	

宣 誓 書

1. 貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物自動車運送事業、又は同法第35条による特定貨物自動車運送事業の許可を受け、岡山県内に営業所を設置して貨物自動車運送事業を営んでいること。
2. 次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知が到達した日（同条第3項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前60日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第4号において同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
 - (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
 - (4) 法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者のあるもの
 - (5) この法人を除名されて1年を経過しない者
3. この法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従うものであること。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名

㊟